

京 都 府 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 理 事 会 議 事 録

- I 開催日時 令和4年2月14日(月) 午後2時8分～午後3時20分  
(Web会議方式)
- II 開催場所 京都府国保連合会 6階 テレビ会議室
- III 出席者 理事 13名(委任状2名)  
事務局 8名
- IV 付議事項

【議決事項】

(1) 令和3年度分

- 議第1号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について
- 議第2号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について
- 議第3号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
- 議第4号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について
- 議第5号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
- 議第6号 京都府国民健康保険団体連合会市町村国民健康保険運営協議会会長連絡会規程の廃止について

(2) 令和4年度分

- 議第1号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画
- 議第2号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課について
- 議第3号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議第4号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議第5号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予算について
- 議第6号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出予算について
- 議第7号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議第8号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議第9号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議第10号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- 議第11号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同

- 事業特別会計歳入歳出予算について
- 議第 12 号 京都府国民健康保険団体連合会会計規則の一部改正について
- 議第 13 号 京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 議第 14 号 京都府国民健康保険団体連合会理事長表彰の選考決定について
- 議第 15 号 京都府国民健康保険団体連合会事務局長の任免同意について
- 議第 16 号 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催について

【その他】

- 福祉医療及び子育て支援医療費の支払誤りについて  
令和 3 年度第 1 回外部監査結果報告に対する措置について（監事報告）

V 議事内容

（理事長挨拶）

理事の皆様お待たせしております。お許しください。

本日、国保連合会理事会の開催をご案内申しあげましたところ、理事各位の皆様には、公務ご多忙のなかご出席を賜りました。本当にありがとうございます。

また、京都府の伊原主幹には、何かとお忙しい中をご臨席賜っております。厚くお礼を申しあげます。

さて、本日の理事会においては、議決事項として、令和 3 年度分は補正予算など 6 件と、令和 4 年度分は、事業計画や一般会計歳入歳出予算など 16 件についてご審議をお願いしております。

また、令和 4 年度の事業計画や予算の編成の基となります令和 4 年度事業計画における主な取組と財政上の課題及び手数料の改定などについては、昨年 11 月 22 日の総務委員会においてご審議をいただいております。審議状況につきまして委員長報告を聴取することとしてございます。

議決及び報告事項が多数に上りますが、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申しあげます。

（議 長）

はじめに、本日の議事録署名人でございますけれども、慣例によりまして議長より指名してよろしゅうございますか。

（挙手なし）

（事務局）

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

（議 長）

ご異議がないようですので、指名させていただきます。京田辺市の上村市長さん、城陽市の奥田市長さんをお願いいたします。

（議 長）

それでは、議決事項の審議に入ります。

議決事項の令和 3 年度分、議第 1 号「令和 3 年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について」から議第 5 号「令和 3 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務

共同事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について」までを、一括して議題とし、事務局の説明をお願いします。

（事務局：総務課長）

「議第 1 号令和 3 年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について」から「議第 5 号令和 3 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について」を一括してご説明致します。

恐れ入りますが、資料の 49 頁をお開きいただきまして、参考として添付しております「令和 3 年度国保連合会補正予算の概要」と標題を付けた資料を用いまして、補正予算の内容のご説明をさせていただきます。

最初に、議第 1 号の一般会計の補正は、補正額が 1 億 2 千 521 万 9 千円、補正後の額が 3 億 662 万 3 千円でございます。補正予算の内容は、京都府の委託を受けて行う介護サービス施設等に対する新型コロナウイルス感染防止対策支援費の交付に要する経費の補正、補正額 1 億 2 千 271 万 9 千円と、後期高齢者医療広域連合の委託を受けて行う医療費分析資料作成システムの改修に要する経費の補正、補正額 250 万円でございます。

次に、議第 2 号の診療報酬審査支払特別会計については、3 つの支払勘定で補正を行っております。一つ目の国民健康保険診療報酬支払勘定の補正は、補正額が 150 億円、補正後の額が 1 千 980 億 4 千 249 万 6 千円で、国保診療報酬等支出金や高額療養費支出金の補正でございます。

次の頁へ参りまして、出産育児一時金等に関する支払勘定の補正は、補正額が 3 千万円、補正後の額が 8 億 276 万 7 千円で、出産育児一時金等支出金の補正でございます。

最後に、抗体検査等費用に関する支払勘定の補正は、補正額が 18 億円、補正後の額が 252 億 4 千 940 万 6 千円で、新型コロナワクチン接種費用支出金や保健事業等支出金の補正でございます。

次に、議第 3 号の障害者総合支援法関係業務等特別会計については、障害介護給付費支払勘定の補正で、補正額が 6 億円、補正後の額が 639 億 1 千 156 万 8 千円、補正予算の内容は、障害介護給付費支出金や高額障害福祉サービス費等支出金の補正でございます。

次の頁をご覧くださいまして、議第 4 号の後期高齢者医療事業関係業務特別会計については、後期高齢者医療診療報酬支払勘定の補正で、補正額が 38 億円、補正後の額が 3 千 575 億 3 千 267 万 3 千円、補正予算の内容は、後期高齢者医療診療報酬支出金や高額療養費支出金の補正でございます。

最後に、議第 5 号の第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計の補正は、補正額が 2 億 1 千万円、補正後の額が 7 億 344 万円で、損害賠償金の支払いに要する経費の補正でございます。

令和 3 年度国保連合会の補正予算の内容は、以上のとおりでございます。

（議 長）

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（挙手なし）

（事務局）

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

（議 長）

特にご質問等もないようですので、議第1号から議第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第1号から議第5号は次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第6号「国保連合会市町村国民健康保険運営協議会会長連絡会規程の廃止について」を議題として、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局：総務課長)

「議第6号国保連合会市町村国民健康保険運営協議会会長連絡会規程の廃止について」、ご説明致します。

恐れ入りますが、資料の55頁に参考として添付しております国保連合会市町村国民健康保険運営協議会会長連絡会規程をご覧いただきまして、第3条に規定しておりますように、運営協議会会長連絡会は、研究会や研修会の開催、運営協議会相互間の連絡調整等を目的として設置して参りましたが、国民健康保険の運営が都道府県化され、市町村国保間の連携が一定図れていること、また、弊会と京都府とが共催する運営協議会役員等を対象とする国保事業運営研修会により研修の場が確保されていることなどから、連絡会を廃止するものでございます。

なお、規程の廃止日は、令和4年3月31日としております。

国保連合会市町村国民健康保険運営協議会会長連絡会規程の廃止についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見のある方はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、議第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 6 号については原案のとおり承認いたします。

次に、令和 4 年度事業計画と予算の審議に入ります前に、これらの基となる令和 4 年度事業計画における主な取組と財政上の課題及び手数料の改定等について、総務委員会での審議状況を委員長からご報告いただきます。

委員長どうぞよろしくお願いします。

(総務委員長：和東町 堀町長)

総務委員会委員長を仰せつかっております和東町長の堀でございます。

昨年 11 月 22 日に開催されました総務委員会の協議状況をご報告申し上げます。

総務委員会は、京都府国民健康保険団体連合会専門委員会規程に基づき、理事会の下に設置されている委員会で、事業計画及び予算に関する事項等を協議する役割を担っております。

昨年の委員会では、令和 4 年度の事業計画の策定と予算の編成の作業が本格化するに当たり、事業計画における主な取組や財政上の課題及び手数料の改定について協議致しました。あわせて、職員の期末手当について、京都府職員の改定内容に準じて減額するとの説明があり、いずれの案件につきましても、原案のとおり了承しておりますことをご報告申し上げます。

協議内容についてでございます。

まず、令和 4 年度事業計画における主な取組につきましては、審査支払機能に関する改革工程表に基づき、審査結果の不合理な差異を解消するための取組として、コンピュータによる審査の内容を本年 10 月までに全国統一するとともに、保険医療機関等からの診療報酬明細書の受付や審査等を行う国保総合システムの 6 年 4 月の更改において、社会保険診療報酬支払基金のシステムの一部を共同で利用するとの説明がございました。また、4 年度から新たに、介護保険のケアプランを電子データ化する取組に着手することや、市町村国保への加入勧奨を行うため、被用者保険の資格を喪失した方で新たな保険への加入がない方を、オンライン資格確認等システムから抽出した加入勧奨ファイルを市町村国保へ提供する取組を始めることなどが報告されました。

次に、財政上の課題と手数料の改定につきましては、財政上の課題として、国保総合システムについては、改革工程表に基づき、6 年 4 月と 8 年 4 月の短期間に 2 度の更改が必要なことから、多額に上る更改費用等の財源確保が全国の国保連の共通の課題となっており、当会においても、財源確保の方策を保険者と今後協議することが必要との考えが示されました。

また、手数料の改定については、特定健康診査・特定保健指導等事業の 4 年度から 6 年度までの 3 年間の収支見通しにおいて見込まれる 1 千 345 万 3 千円の赤字を解消するため、特定健診の費用決済・データ管理手数料等について、平均で 9.2 パーセントの値上げを行うことと、国民健康保険中央会へ納付する国保総合システム等機能強化手数料についても、レセプト 1 件当たり 2 円 99 銭から 3 円 76 銭へ値上げされるとのことであります。

なお、この手数料の改定については、保険者に説明し、一定の理解を得ているとのことでございました。

総務委員会と致しましては、令和 4 年度の事業計画の策定と予算の編成について、委員会での協議を踏まえてしっかりと内容を精査して進めるよう求めたところでございます。

以上をもちまして、総務委員会の報告と致します。以上でございます。

(議 長)

委員長ありがとうございます。ただ今の委員長報告について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、審議に入ります。

委員長どうもありがとうございました。

議決事項の令和4年度分、議第1号「令和4年度国保連合会事業計画」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：事務局次長)

議第1号令和4年度国保連合会事業計画について、ご説明致します。

資料の59頁をお開き願います。

はじめに、「14年度事業運営に当たっての基本的考え方」でございます。

一つ目と二つ目の○では、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金とともに取りまとめた審査支払機能に関する改革工程表に基づき、支払基金のシステムの一部機能を共同利用するための国保総合システムの6年度での更改に向けた取組が本格化することに加えて、支払基金とのシステムの8年度での共同開発に備えて、厚労省及びデジタル庁の参画の下、準備を進める必要があるとしております。

次に、三つ目の○では、6年度と8年度の短期間に2度の更改が必要となることから、国保総合システムの更改費用が多額に上ることや、国保連の他のシステムについても同様に、国の規制改革やデジタル改革の取組の影響を受けることも考えられ、今後は、システムの更改費用の増加に備える必要があることを記載しています。

このような状況を受けて、四つ目の○におきまして、システムの円滑な更改と財政運営の透明性の向上のため、今後は、3年を一期間とする収支見通しを基に財源確保に努めるなど、中期的な視点に立った事業運営を行うとしております。

また、五つ目と六つ目の○では、介護保険におけるケアプランデータ連携システムの運用や市町村国保への加入勧奨ファイルの提供などの業務を新たに実施するなど、弊会の業務量は増加し続けておりますが、4年度においても、これまでどおりの人員体制の下で業務の実施に万全を期すことを記載しております。

次の頁をお開き願います。

引き続きまして、「24年度事業計画における主な取組」について、6つの項目を掲げておりますので、順次、概要をご説明致します。

まず、(1) 審査支払機能に関する改革工程表に基づく取組の推進でございます。

国保連におきましては、改革工程表に基づき、審査結果の不合理的な差異の解消に向けた取組と支払基金と国保中央会及び国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた取組を進めることとしております。

まず、「ア」の審査結果の不合理的な差異の解消に向けた取組では、支払基金と国保連におけるレセプトのコンピュータチェックの整合性を6年4月に確保するとの目標に向けまして、国保総合システムのコンピュータチェックの内容を4年10月までに全国統一する取組を続けております。

次に、「イ」の支払基金と国保中央会及び国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方

の実現に向けた取組では、整合性を確保するため、国保総合システムの6年4月の更改において、支払基金のシステムの一部機能を共同利用することとしております。また、効率性の実現のため、支払基金との8年4月のシステムの共同開発に向けた準備を進めて参ります。

次の、(2) 介護保険におけるケアプランデータ連携システムの構築及び運用は、国の規制改革実施計画に基づく取組でございます。

手書きで作成されている介護保険のケアプランを電子データ化するシステムを4年10月から試行的に稼働させるとともに、国保連においては、事業所からの利用届け出の確認などの業務を進めて参ります。

次の頁をご覧くださいまして、(3) 市町村国保への加入勧奨ファイルの提供でございます。

被用者保険における資格喪失後の受診から3箇月を経過してもなお新資格が登録されていない方を、オンライン資格確認等システムから抽出して作成した加入勧奨ファイルを市町村へ提供する取組を始めます。

次に、(4) 新型コロナワクチンの追加接種費用請求支払業務でございます。

新型コロナワクチンの接種費用請求支払業務につきましては、住所地外の医療機関でのワクチン接種費用の請求支払業務に加えて、弊社独自に、住所地内の医療機関での接種に係る請求支払業務についても、一部の市町村から受託しており、3回目のワクチン接種が円滑に進むよう引き続き必要な体制を整備して参ります。

次の、(5) 中期的視点に立った事業運営の推進につきましては、事業運営に当たっての基本的考え方の説明でも申し上げましたように、今後は、業務に用いる各種システムの円滑な更改が重要であることから、3年を一期間とする収支見通しを基に財源確保に努めるなど中期的な視点に立った事業運営を行って参ります。

最後に、(6) 各種研修事業の実施でございます。

4年度に予定しております研修会等につきましては、68頁に記載の4年度研修会等予定のとおりでございます。詳細日程等が固まりましたら、その都度ご連絡させていただきます。

なお、Web会議システムを活用し、研修会等に参加していただきやすい環境づくりに努めて参ります。

62頁にお戻りいただきまして、「3 4年度個別取組」でございます。

4年度の個別取組につきましては、62頁から67頁にかけて、ただ今ご説明しました主な取組を含め126項目に上る取組を掲げております。

時間の関係もあり、個々の取組についての説明は省略させていただきますが、いずれの取組につきましても、着実な進捗に努めて参ります。

令和4年度事業計画についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 1 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第 1 号については次の総会に付議いたします。

続きまして、議第 2 号「令和 4 年度国保連合会負担金の賦課について」から議第 11 号「令和 4 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算について」までを一括議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：財務課長)

資料 69 頁をお開き願います。

議第 2 号令和 4 年度国保連合会負担金の賦課について、ご説明致します。

1 枚おめくりいただき (71 頁)、4 年度の負担金は、平等割負担金が 1 保険者につき 16 万円、被保険者割負担金が被保険者 1 人につき 60 円で、いずれも前年度と同額でございます。

引き続きまして、73 頁「議第 3 号令和 4 年度国保連合会一般会計歳入歳出予算について」から 213 頁「議第 11 号令和 4 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算について」までの各会計の予算については、221 頁の「令和 4 年度国保連合会予算の概要」を用いてご説明します。

223 頁をお開き願います。

はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。

弊会の予算は、一般会計と 8 つの特別会計に区分して調製しており、うち 5 つの特別会計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。4 年度予算の概要については、業務勘定や支払勘定と一般会計やその他の特別会計に区分してご説明致します。

まず、「2 業務勘定の予算案」の「(1) 診療報酬審査支払特別会計業務勘定」でございます。

4 年度収入見込額 28 億 5,466 万 1 千円は、診療報酬等審査支払手数料等や国保総合システムの開発費に充当する減価償却引当資産繰入金の増等により、前年度を 3 億 4,651 万 6 千円上回っております。

224 頁をお開き願います。

一方で、端末機器やネットワーク機器等の置換え費用の増等により、4 年度支出見込額は、前年度を 4 億 4,987 万 4 千円上回る 29 億 5,801 万 9 千円となり、「③収支の状況」に記載のとおり、収入見込額が支出見込額に対して 1 億 335 万 8 千円不足しております。この財源不足については、財政調整基金積立資産の取崩しにより補てんしております。

225 頁をご覧ください。

「(2) 介護保険事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

介護給付費等審査支払手数料等や端末機器の置換え等に充当する減価償却引当資産繰入金の増等により、収入見込額は、前年度比 1,882 万 4 千円増の 4 億 7,328 万 3 千円となっております。

また、支出見込額については、経費節減等により、前年度を 2,302 万円下回る 4 億 3,143

万9千円となり、収入見込額が支出見込額を4,184万4千円上回っております。この超過する財源については、積立上限額に対する積立割合が低い減価償却引当資産積立金へ積立てております。

226 頁をお開き願います。

「(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定」でございます。

給付費審査支払手数料等が増となる一方、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産からの繰入金の減により諸収入その他が減となることなどから、収入見込額は、前年度比45万5千円減の1億5,474万6千円となっております。

また、支出見込額についても、経費節減等により、前年度を3,132万7千円下回る1億2,387万4千円となっており、超過する財源3,087万2千円については、財政調整基金積立資産及びICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てております。

227 頁をご覧ください。

「(4) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

診療報酬等審査支払手数料等や国保総合システムの開発費に充当する減価償却引当資産繰入金の増等により、収入見込額は、前年度比1億9,705万4千円増の14億6,686万3千円となっております。

一方で、端末機器やネットワーク機器等の置換え費用の増等により、支出見込額は、前年度を2億9,201万円上回る15億6,181万9千円となり、収入見込額が支出見込額に対して9,495万6千円不足しております。この財源不足については、財政調整基金積立資産の取崩しにより補てんしております。

228 頁をお開き願います。

最後に、「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定」でございます。

特定健診手数料等の増等により、収入見込額は、前年度比1,309万5千円増の6,427万8千円となっております。

また、支出見込額についても、減価償却引当資産やシステム導入作業経費積立資産への積立金の増等により、前年度比1,309万5千円増の6,427万8千円となり、収支は均衡しております。

なお、この特別会計の業務勘定におきましては、4年度から6年度までの3年間の収支見通しによる1,345万3千円の収支不足を解消するため、手数料を4年度から平均9.2%改定させていただきこととしており、その結果、収支が均衡するものでございます。

229 頁をご覧ください。

引続きまして、「3支払勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

3年9月までの支払実績額を基に算定した3年度支払見込額に、支払額の過去3箇年の伸び率のうち最も高い伸び率に0.1を加算した率を乗じて4年度支払見込額を見積もっております。

次に、(2) 予算案の概要をご覧くださいまして、この頁の「①診療報酬審査支払特別会計」から次の頁の「⑤特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」にかけて、各支払勘定の歳入歳出予算額と前年度比較を表にまとめております。

特徴的な点をご説明しますと、「①診療報酬審査支払特別会計」では、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの減少や同感染症に係る公費負担医療費の増などから、国民健康保険診療報酬支払勘定や公費負担医療診療報酬支払勘定が増となっております。また、抗体検査等費用が前年度に比べて増加しておりますのは、新型コロナウイルスワクチン接種費用が前年度の当初予算には計上できていなかったことによるものでございます。

次の「②介護保険事業関係業務特別会計」と「③障害者総合支援法関係業務等特別会計」の支払勘定はいずれも、前年度を上回る予算額となっております。

230 頁をお開き願います。

「④後期高齢者医療事業関係業務特別会計」においても、新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療費の増などから、公費負担医療診療報酬支払勘定の予算が前年度から大きく増加しております。

最後に、「⑤特定健康診査・特定保健指導等事業」では、健診控えの減少を受けて、両支払勘定ともに大幅な増額となっております。

最後に、「4 一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目の○では、一般会計については、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでいることを記載しています。

次に二つ目以降の○は特別会計の予算の見込み方で、職員退職手当金特別会計では、自己都合退職者1名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっております。

また、三つ目の○のとおり、高額療養費支払資金貸付金特別会計の予算は、貸付実績を基に前年度並みの予算としています。

最後に四つ目の○の第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計の予算の見込み方は、支払勘定と同様でございます。

なお、一般会計等の歳入歳出予算額等は、231 頁の表に記載のとおりでございます。

次の 233 頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

235 頁をお開き願います。

「6 積立資産等の状況」でございます。235 頁から次の頁にかけまして、4 年 2 月 1 日現在の 3 年度末及び 4 年度末の積立資産等の残高見込を業務勘定ごとに取りまとめております。

国保総合システムの開発費に充当するための取崩しと財源不足を補うための取崩しを行う診療報酬審査支払特別会計の減価償却引当資産と財政調整基金積立資産については、4 年度末の残高見込額が前年度見込額を下回っております。また、次の頁をご覧くださいまして、後期高齢者医療事業関係業務特別会計についても同様に、二つの積立資産の 4 年度末残高見込額が減となります。

また、この特別会計においては、システムの運用サポート費用に充当するための取崩しにより、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産の 4 年度末の残高見込額が前年度見込額を下回っております。

なお、この他の積立資産の 4 年度末残高見込額については、いずれも前年度見込額を上回る状況でございます。

237 頁をご覧ください。

「7 手数料及び負担金一覧」で、4 年度に改定をお願いする手数料についてご説明致します。

この頁の「(2) 診療報酬審査支払特別会計」の項番⑨「国保総合システム等機能強化手数料」は、弊会を経由して国保中央会へ納付しているもので、国保総合システムの開発、保守及び運用作業に係る体制強化の費用に充てるため、4 年度及び 5 年度の手数料がレセプト 1 件当たり 2 円 99 銭から 3 円 76 銭に改定されております。

次に 238 頁「(3) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計」項番⑩、⑫、239 頁の項番⑬、⑭の各手数料につきましては、業務実費の改定に伴う改定等でございます。

また、「(4) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」項番①から⑥及び項番⑧の各手数料については、先ほどご説明しましたように、4 年度から 6 年度までの収支見通しによる 1 千 345 万 3 千円の収支不足を解消するために改定をお願いするものでございます。

なお、いずれの手数料の改定につきましても、保険者の皆様方にはやむをえないとご理解をいただいております。

最後に、242 頁と 243 頁は職員給与費明細書でございます。

国保中央会への派遣職員の減により、4年度の職員数は前年度比1名減の106名としております。

令和4年度予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第2号から議第11号までについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第2号から議第11号までについては次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第12号「国保連合会会計規則の一部改正について」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

「議第12号国保連合会会計規則の一部改正について」、ご説明致します。

資料の247頁をお開き願います。

この度の会計規則の改正は、国民健康保険診療報酬支払勘定、出産育児一時金等に関する支払勘定、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定及び抗体検査等費用に関する支払勘定における国保診療報酬等受入金をはじめとする各種受入金及び国保診療報酬等支出金をはじめとする各種支出金の会計年度所属区分を国の通知どおりとするために行うものでございます。

なお、この通知は過去に発出されており、弊会においては既に会計年度の所属区分を国の通知どおり、例えば、国保診療報酬の場合は、3月診療分から2月診療分までを同一の会計年度とするとの取扱いをしておりましたが、規則の改正ができておりませんでしたので、改めさせていただくものでございます。

今後は、適時適切な規則等の改正に努めて参ります。

国保連合会会計規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、議第 12 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 12 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 13 号「国保連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料の 249 頁をお開きいただきまして、「議第 13 号国保連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について」、ご説明致します。

なお、改正後規則の施行日は、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

この度の診療報酬審査支払規則の改正は、弊会が保険者に代わって行う保険医療機関等に対する診療報酬等の過誤額の返還を求める期間を短縮するための規定の改正と国の規則例に倣った規定の整備等でございます。

恐れ入りますが、資料の 252 頁をお開き願います。

過誤額の返還を求める期間を短縮するため、規則第 22 条第 3 項の現行の規定、「過誤額を保険医療機関等に返還を求める事務は、支払い後 1 年を経過した日の属する月の末日までは連合会が行い、翌月 1 日からは保険者が行う。」を削除し、合わせて、過誤額の返還を求める事務を保険者が行う際の過誤額の精算に関する同 4 項の規定も削除致します。

なお、過誤額の返還を連合会が行う期間については、厚生労働省が 6 箇月とするとの目安を一昨年を示しており、これを受けて短縮を行うものでございます。

このほかの規則第 22 条第 2 項、同第 23 条、資料の 251 頁をお開きいただきまして、同第 20 条及び第 21 条の改正は、国の規則例に倣って規定の整備を行うものなどでございます。

国保連合会診療報酬審査支払規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第13号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第13号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第14号「国保連合会理事長表彰の選考決定について」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：事務局次長)

資料の253頁をお開きいただきまして、「議第14号国保連合会理事長表彰の選考決定について」、ご説明致します。

理事長表彰被表彰者の決定は、国保連合会表彰規程第3条第1項に基づき、関係団体の推薦により行うものでございます。

255頁をご覧いただきまして、関係団体からは、同規程第2条の第1号から第7号に該当する方をご推薦いただいております。

257頁をお開き願います。

この度の選考決定に当たりましては、保険者、病院組合、審査委員会等の19団体からご推薦いただいております。

推薦基準ごとの推薦状況につきましては、国保組合役員や国保運営協議会委員等を長年お務めになった規程第2条第1号に該当される方が6名、第2号の国保診療施設の永年勤続医師の方が3名、第3号の国民健康保険診療報酬審査委員会等の委員を長年お務めになった方が5名、第4号の保険者や国保診療施設等の永年勤続事務担当職員の方が45名、第5号の国保診療施設の看護師等や市町村の保健師を長年お務めになった方が26名、第6号の弊会の永年勤続職員が2名で、被表彰者としてご推薦のあった方は合計で87名となっております。

なお、258頁以降に被表彰推薦者名簿を添付しております。

また、本来でございますと、通常総会に合わせて表彰式典を催すべきところ、総会はWeb会議とするため、昨年同様、被表彰者の皆様方への表彰状及び記念品の伝達は事務局から行いますことをご了承いただきますよう、お願い致します。

国保連合会理事長表彰の選考決定についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 14 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございます。本来であれば、総会の席で表彰すべきところ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会を Web 会議方式とする予定であることから、表彰状及び記念品を事務局から伝達することについて、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議第 15 号「国保連合会事務局長の任免同意について」を議題として、事務局の説明をお願いします。

(高城副理事長)

資料の 263 頁をお開きいただきまして、「議第 15 号国保連合会事務局長の任免同意について」、ご説明致します。

弊会事務局長につきましては、国保連合会規約第 32 条第 2 項に基づき、理事会の同意を得て、理事長が任免することとなっております。

この度、退職に伴う山村一美の令和 4 年 3 月 31 日付けでの事務局長の免職を認め、寺垣紅美を同年 4 月 1 日付けで事務局長に任命しようとするものでございます。

寺垣事務局次長兼総務部長につきましては、略歴として記載のとおり、総務部出納課長や総務部長等として、弊会の財政運営に長らく携わって参りました。

4 年度国保連合会事業計画の説明において申し上げましたように、弊社におきましては、国の規制改革等の影響を受けて開発費が多額に上る国保総合システムの更改に向けまして、財務基盤の強化がとりわけ重要な課題となっており、寺垣事務局次長においては、日々の業務運営の統括に加えて、これまでの経験を生かして、この課題解決に力を発揮されると考えており、事務局長に任命することについて、ご同意いただきますようお願い致します。

国保連合会事務局長の任免同意についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 15 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、ここで、新しく事務局長に就任いただきます事務局次長から一言ご挨拶願います。

(事務局次長)

事務局次長兼総務部長の寺垣でございます。

理事の皆様には、事務局長の任命にご同意いただきまして誠にありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。

先ほど、令和 4 年度の事業運営に当たっての基本的考え方でご説明申し上げたとおり、国の改革工程表に基づき国保総合システムについては支払基金との審査基準の統一化やシステムの共同開発など令和 6 年、8 年の更改に向けた準備が本格化してまいります。

このような保険者や連合会にとって大変重要な時期に、事務局長という大役を任せていただくことになり責任の重さを感じる次第でございます。

微力ではありますが今まで以上に精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単粗辞ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

(議 長)

ありがとうございました。寺垣事務局次長には国保連合会の運営について、引き続きご尽力賜りますようにどうぞよろしくお願いを申しあげます。

次に令和 2 年度から 2 年間、事務局長を務められた山村事務局長よりご挨拶をお願いいたします。

(事務局長)

山村でございます。

理事長には挨拶の機会を頂き、ありがとうございます。

この 2 年間、理事の皆様、保険者の皆様にお支え頂いたおかげをもちまして、事務局長の職責を果たすことができました。この場お借りして、厚くお礼申しあげます。

連合会は、令和 6 年度の国保総合システムの更改など取り組む課題が山積をしております。

理事の皆様には、引き続き、連合会へのご理解、ご協力を賜りますよう、切にお願い申しあげまして、退任にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(議 長)

ありがとうございました。山村事務局長におかれましては、2年間にわたりまして国保連合会の発展に多大なご尽力、ご貢献をいただきました。

我々、連合会関係者、関係団体、そして、京都府民、市町村民を代表しまして心から御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

今後の益々のご健勝ご活躍もお祈りを申し上げます。

続きまして、議第議第16号「国保連合会通常総会の開催について」を議題として、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料の265頁をお開きいただきまして、「議第16号国保連合会通常総会の開催について」、ご説明致します。

国保連合会規約第14条に基づく通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、Web会議方式により開催することを、規約第34条第1号に基づき決定するものでございます。

なお、開催日時は、令和4年2月22日、火曜日、午後2時としております。

国保連合会通常総会の開催についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、議第16号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、さよう決めます。

以上で本日の議事につきましては、全て終了いたしました。

ここで、事務局から報告があるようですので、聴取させていただきます。

(事務局：事務局長)

資料の267頁をご参照お願いいたします。

「福祉医療及び子育て支援医療費の支払誤りについて」、ご報告を申し上げます。

まずは、関係者の皆様方に大変ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、今後このような事務処理誤りを繰り返すことのないよう努めてまいりたいと考えております。

事案の概要でございます。

福祉及び子育て支援医療費の請求におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る医療費で公費負担がなされるものにつきましては、福祉医療等からの医療費の支払いが発生しないにもかかわらず、私ども事務局の事務処理誤りにより、福祉医療からも医療費を支払っておりました。

関係者の皆様方にご迷惑をおかけ致しましたことを、この場をお借りし、改めてお詫び申し上げる次第でございます。誠に申し訳ございませんでした。

医療機関からの支払誤りのご指摘を受けまして、福祉及び子育て支援医療費の過去分の請求書を点検致しました結果は、参考として資料に記載のとおりでございます。過払い金額約1千55万2千円につきましては、昨年12月中に返還手続を完了しております。

次の頁をご覧ください。

事務処理誤りの原因と再発防止策でございます。

公費負担医療制度で定められました法別の番号、新型コロナウイルス感染症の場合は「28」となっておりますが、この番号を福祉及び子育て支援医療費請求書にご記入いただくことにより、新型コロナウイルス感染症に係る公費負担がなされていることを確認し、福祉医療等からの医療費の支払いを行わないこととしております。しかしながら、当該感染症に係る医療費の公費負担がはじまった際に、担当者に対して当該法別番号の確認を適切に指示できておらず、担当者が公費負担がないものとして事務処理を進め、支払誤りが生じたものでございます。

このため、請求書に記載されております受給者番号や請求点数等の医療費の支払いに必要な情報のシステムへの入力に合わせまして、法別番号が記入されている請求につきましてはその旨システムへ入力致しますとともに、法別番号のある請求の一覧表をシステムから出力し内容確認することにより、支払誤りが生じることのないよう事務処理方法の見直しを行っております。

なお、この見直しの措置は、昨年6月の請求受付分から講じております。

今後このような事務処理誤りを繰り返すことのないよう努める所存でございますので、理事の皆様方にはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

福祉医療及び子育て支援医療費の支払誤りについてのご説明は、以上のとおりでございます。

(事務局：総務課長)

資料の269頁をお開きいただきまして、令和3年度1回目の監査法人による外部監査の結果報告を受けて弊会が講じた措置について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第7条第2項の規定に基づき、監事の方々から当該資料のとおり理事会へ報告がなされておりますので、その概要を事務局からご説明します。

3年度1回目の外部監査は、昨年10月27日及び28日に、弊会が昨年4月から導入した一般競争入札制度を対象として実施されております。

この監査では、一般競争入札制度の導入の効果や課題について検証を行うこと、予定価格算定の際の参考見積は2者以上の複数の事業者からの徴取を徹底すること、入札参加資格の確認方法を定めること、また、入札参加資格の入札公告への記載方法について検討することなど9項目にわたる指摘を受け、これを受けて講じた改善措置はいずれも監査法人の了解も得ているところでございます。

令和3年度第1回外部監査結果報告に対する措置についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。  
ただ今の報告について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等ございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめ、この際ですので、他に皆様から何かございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等ございません。

(議 長)

特にないようですので、本日の理事会はこれにて閉会いたします。